障害を理由とする差別の解消に向けた

加古川市
KAKOGAWA CITY

合理的配慮の提供を支援します！

ぐうっ♥と！かこがわ

加古川市では、障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者が求められる合理的配慮について、その提供に要する費用の一部を助成します。

コミュニケーションの支援



～助成対象の例～
コミューン、筆談ボード点字メニュー
など
◆費用の 1/2 を助成(限度額 50,000 円)

物品の購入



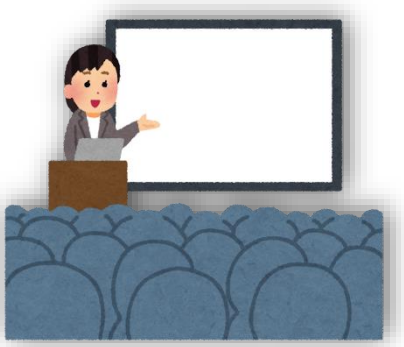
～助成対象の例～
折りたたみ式スロープ、滑り止めマット
など
◆費用の 1/2 を助成(限度額 50,000 円)

工事の施工



～助成対象の例～
多機能トイレ、スライド式ドア　など
◆費用の 1/2 を助成(限度額 400,000 円)

社内研修(R6～)



～助成対象の例～
社外講師等謝金、社外講師等旅費　など
◆費用の 1/2 を助成(限度額 50,000 円)

※助成は予算の範囲内で行います。
また、助成率及び助成限度額については令和8年度のものです。

Q&A ～合理的配慮はなにをすればよい？～



Q1. 合理的配慮ってなに？

A1. 障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁を取り除くために行う必要な配慮のことです。

Q2. 喫茶店を営んでいますが、どんな配慮がありますか？

A2. メニューを選ぶ際、障害の特性に応じてできる配慮があります。例えば、視覚障がいのある方には、希望に応じて、口頭でメニューの詳細を伝えたり、点字メニューをお渡しします。また、聴覚障がいのある方には、筆談ボードや手話などを用いることで意思疎通がスムーズになります。その他、車椅子を利用する方がお店に入りやすいよう、折りたたみ式スロープを備えておくとよいでしょう。

Q3. 病院や診療所では、どんな配慮がありますか？

A3. 病院や診療所では、様々な配慮が求められます。例えば、診察などの場面で、コミューンをはじめとした音声拡張器を設置することで、会話の内容が聞きとりやすくなり、円滑なコミュニケーションにつながります。また、知的障がいのある方には、よりわかりやすい表現で伝えることができるよう、会話の内容を絵や図、簡単な単語などで表現したコミュニケーション支援ボードを使用することも合理的配慮の一つです。コミュニケーション以外では、建物内に手すりを設置したり、多機能トイレに改修することで、身体障がいのある方にとって使いやすい施設となります。



【申請・問合先】
〒675－8501
加古川市加古川町北在家 2000
加古川市障がい者支援課　管理係
TEL:427-9372(直通)
FAX:422-8360
E-mail : shougai@city.kakogawa.lg.jp